



# 秋田県公報

## 告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七七七・本荘保健所).....	2
結核予防法による医療機関の指定(七七八・横手保健所).....	2
道路区域の変更(七七九・道路環境課).....	2
開発行為に関する工事の完了(七八〇・仙北地域振興局建設部).....	3
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一一一).....	3

## 目 次

告示	ページ
生活保護法による介護機関の指定(七七四・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の変更(七七五・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(七七六・福祉政策課).....	2

秋田県告示第七百七十四号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、  
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条  
 の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホームみずほ	有限会社すずらん 代表取締役	仙北郡千畑町土崎字厨川六十七番地二	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年一月一日
介護老人保健施設大館園 訪問リハビリテーション事業所	医療法人光智会 理事長	大館市芦田子字芦田子南二百七十五番地	訪問リハビリテーション	平成十六年五月一日

秋田県告示第七百七十五号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用  
 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 事 項			

(有)すずらん居宅介護支援センターみずほ	有限会社すずらん 代表取締役	仙北郡千畑町本堂城回字田町二百七番地	仙北郡千畑町本堂城回字田町二百七番地	仙北郡千畑町土崎字厨川六十七番地二	居宅介護支援事業	平成十六年五月一日
----------------------	----------------	--------------------	--------------------	-------------------	----------	-----------

秋田県告示第七百七十六号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十月一日  
 秋田県知事 寺田典城

株式会社虹の街大曲営業所	開設者氏名又は名称 株式会社虹の街 代表取締役	所在地 大曲市戸蒔字谷地添百十二番地一	サービスの種類 居宅介護支援事業	廃止年月日 平成十六年六月三十日
--------------	----------------------------	------------------------	---------------------	---------------------

秋田県告示第七百七十七号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十月一日  
 秋田県知事 寺田典城

とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十月一日  
 秋田県知事 寺田典城

名称 内藤医院	所在地 本荘市中堅町一	辞退年月日 平成十六年九月三十日
------------	----------------	---------------------

秋田県告示第七百七十八号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次の

名称 あさひ薬局	所在地 横手市朝日が丘三丁目一番五十五号	指定年月日 平成十六年九月十五日
-------------	-------------------------	---------------------

秋田県告示第七百七十九号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十六年十月一日  
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
百五号	百五号	百五号	本荘市川口字上菫蒲崎三番九地先から字後野二番一〇地先まで			三七・五〇〇、四七・四〇〇	〇・〇一八
百五号	百五号	百五号	〃			三六・〇〇〇、四六・〇〇〇	〇・〇一八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年十月一日から同月十四日まで

秋田県告示第七百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年五月十九日付け指令仙建 十七 一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 能代市大町七番二十七号

株式会社ヤマキ 代表取締役社長 乾 忠 勝

- 二 開発工区に含まれる地域の名称

第一工区

大曲市福田町五十四番一、五十四番五、五十五番一、五十五番二、五十六番一、五十七番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番、六十四番、百二番、百三番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番三、百九番一、百九番一、百九番三、百十番一、百十番四、百十番五、百十一番四十五、百十七番一、百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十六番、百二十七番

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十二号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十六年十月一日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

- 一 日時 平成十六年十月五日 午前十時四十分

- 二 場所 教育委員会委員室

- 三 案件

- (一) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案  
 (二) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案  
 (三) 秋田県産業教育審議会委員の任命  
 (四) 秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則案  
 (五) 秋田県スポーツ振興審議会委員の任命  
 (六) その他

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄